ドローンを飛ばすその前に！　境港警察署

自衛隊基地などの重要施設１キロメートル圏内ではドローンの飛行が原則禁止されています。

この空域で飛行させることができるのは

①対象である重要施設の管理者またはその同意を得た場合

②土地所有者またはその同意を得たものによる、当該土地上空の飛行である場合

③国または地方公共団体の事業を行うために対象施設周辺の飛行を行う場合

であって、事前に都道府県公安委員会(警察)への通報を行った場合に限られます。

鳥取県内で、飛行が制限されるエリアは

①境港市小篠津町地内の航空自衛隊美保基地およびその周辺

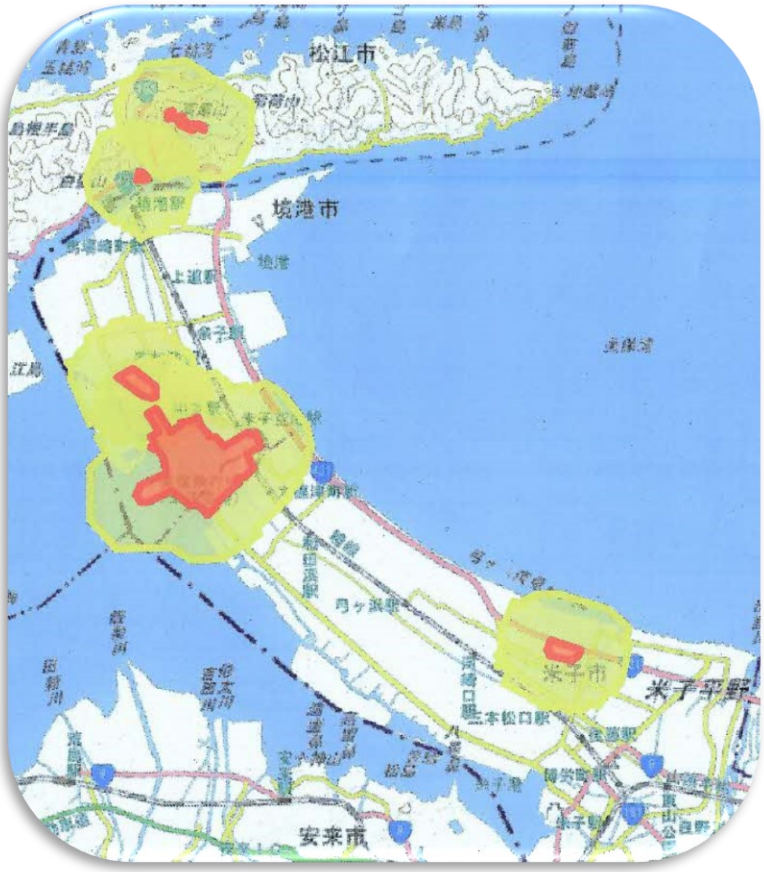
②境港市渡町地内の防衛省情報本部美保通信所およびその周辺

③米子市両三柳地内の陸上自衛隊米子駐屯地およびその周辺

④島根県松江市美保関町地内航空自衛隊高尾山分屯基地森山地区およびその周辺

ですので、この周辺でドローンなどを飛行させる場合はその都度、禁止空域にかからないかを確認するとともに、飛行に関する適正な手続をしましょう。

対象となるエリア



詳細は県警ホームページをチェック！